

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

★各学部等の学生収容定員

各学部等の学生収容定員は、別表のとおりとする。

★教養教育の成果に関する具体的目標の設定

- 1・2年次の専門基礎科目として、コンピュータリテラシー（全学科必修）や数学、物理、化学など、専門教育の基礎となる授業科目を開講する。
- 平成19年度において、大学教育センターを中心として実施した、これまでの教育課程編成等全般に係る検証の結果を踏まえ、総合文化科目の上級科目の改定について、更に検討を継続する。
- 国際性、コミュニケーション能力、表現力の涵養を図るため、コミュニケーション演習科目や短期留学プログラムの英語による講義の一般学生への開放などを実施する。
- 共通科目として TOEFL、TOEIC の単位認定を実施する。
- 社会常識、技術者倫理、職業意識の涵養を図るため、引き続き「キャリアデザイン」、「技術者倫理」などを開講する。

★学部の専門教育と大学院教育の目標を達成するための具体的措置

- 科学者・技術者としての倫理意識及び人間性・国際性、コミュニケーションスキルの育成を図るため、「技術者倫理」「技術英語」などを開講する。
- 体験学習の場として、「ロボメカ工房」「電子工学工房」「サイエンス工房」「ヒューマンメディア工房」を実施する。
- 演習、実験、基礎セミナー等を通じて、少人数制により双方向性、相互啓発性のある教育を実施する。
- 平成19年度に策定した「TA 経費要求基準」に基づき、TA の適正配置を促進する。
- IT活用国際化ものづくり教育事業などのプロジェクトを通じて、引き続き外国の大学との教職員・学生交流を深める。
- 大学院各専攻において開講している基礎科目の先行履修を、能力ある学部学生に奨励する。
- 「実践的テクノロジスト育成プログラム」（大学院教育改革支援プログラム）、「高度IT人材育成のための実践的ソフトウェア開発専修プログラム」（先導的ITスペシャリスト育成推進プログラム）等の特色ある教育プログラムを推進する。
- 情報システム学研究科の改組（平成19年度）に伴い新設した応用科目（客員教員に

よる産業界の技術動向講義)、特別科目(外部研究者による網羅的・集中的講義)、合同輪講などの定着を図る。

★卒業後の進路等に関する目標を達成するための措置

- 平成19年度までに構築した就職指導体制の下、きめ細かな就職指導を実施する。
- キャリア教育や卒業研究などを通じて、大学院進学への動機付け指導を進める。

★教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

- 平成19年度に制定した「電気通信大学ファカルティ・ディベロップメント推進規程」に基づき、教育の成果についての検証・改善の取組を組織的に展開する。
- 学生による授業評価を踏まえた各教員の自己評価を実施する。
- 成績分布調査を実施し、各教員にフィードバックするとともに、大学教育センターにおいて問題点の分析を行い、必要に応じて関係者への改善勧告を行う。
- 学生の教育ニーズの把握のためにアンケート調査を実施し、各教育現場にフィードバックする。
- 個々の学生の履修状況を把握し、適切な修学指導を実施することにより、卒業率の向上を図る。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

★入試に関する具体的方策

- 入試説明会、学生によるキャンパスツアー、受験雑誌への広告掲載、高等学校訪問など、多様な入試広報活動を展開する。
- 優秀な博士後期課程学生を確保するため、引き続き、弾力的な入学者選抜を行うとともに、入学後に適切な補完的教育を提供する。
- 大学教育センター入試検討部を中心として、今後の入学者選抜の在り方について、引き続き検討を継続する。

★教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

- コースツリーの明示、大学院科目の先行履修などにより教養教育、学部専門教育、大学院教育の継続性に配慮した系統的な教育を実施する。
- 語学教育において、外国人教員の活用、少人数教育、演習形式の授業などにより、専門教育の基礎としての語学力の養成を図る。
- 「多摩地区国立大学単位互換制度」「国立工科系12大学院の遠隔教育による単位互換制度」により、広汎な授業科目を提供する。
- 相互乗り入れ授業の実施など、学科・専攻間での協力関係を密にした教育を実施する。
- 平成19年度に見直しを実施したシラバス作成基準を踏まえて、全授業科目について

て、各授業科目の目的・到達目標、内容、成績評価基準、教科書、オフィスアワー等、学生が履修選択及び準備学習を行うために必要な情報を明示し、インターネット上で公開する。

○大学院における教育の組織的展開の更なる強化を図る。

★授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

○引き続き、物理学と数学のリメディアル教育を実施する。

○演習、実験、基礎セミナー等を通じて、少人数制により双方向性、相互啓発性のある教育を実施する。

○学生の学習環境の継続的整備を図る。

○語学教育において、外国人教員の活用、少人数教育、演習形式の授業などにより、専門教育の基礎としての語学力の養成を図る。

○平成19年度に策定した「TA経費要求基準」に基づき、TAの適正配置を促進する。

○オフィスアワーなどを通じて適切な学習相談を実施する。

○平成19年度に見直しを実施したシラバス作成基準を踏まえて、全授業科目について、各授業科目の目的・到達目標、内容、成績評価基準、教科書、オフィスアワー等、学生が履修選択及び準備学習を行うために必要な情報を明示し、インターネット上で公開する。

○キャリア教育の一環として、インターンシップ制度の継続的充実を図る。

○専門分野における国際性やコミュニケーション能力を高めるため、英語による授業を実施するとともに、国際学会における論文発表や英語による論文作成の指導を行う。

○学生の学習意欲を高めるため、「ロボメカ工房」「電子工学工房」による学生アイデアコンテストや著名な研究者による講演会などを開催する。

★適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

○平成19年度に見直しを実施したシラバス作成基準を踏まえて、全授業科目について、各授業科目の目的・到達目標、成績評価基準等を明示し、これに基づき厳正な成績評価を実施する。

○平成19年度に制定した「電気通信大学ファカルティ・ディベロップメント推進規程」に基づき、大学教育センターにおいて、科目ごとの成績分布を調査・検証し、必要に応じて関係者への改善勧告を行う。

○教育研究の質を保証するため、第三者機関による評価を受ける準備を進める。

○学生の学習意欲を高めるため、優秀な学生を表彰する。

○厳正な成績評価に基づき、優秀な大学院学生については、学習年限を短縮し学位を授与する。

★教育の改善のための具体的方策

- 平成19年度において、大学教育センターを中心として実施した、これまでの教育課程編成等全般に係る検証の結果を踏まえ、より体系的な教育課程の編成について、更に検討を進める。
- 平成19年度に制定した「電気通信大学ファカルティ・ディベロップメント推進規程」に基づき、FD活動の更なる組織的展開の強化を図る。
- FDの実効性を高めるための教育実績評価について、これまでの教員個人評価の実績を踏まえ、更なる客観性と公平性のある人事評価システムの構築と併せて、検討を進める。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

★適切な教職員の配置等に関する方策

- 平成19年度に大学教育センターにおいて実施したこれまでの教育課程等の検証を踏まえ、学部専門教育、大学院教育につながる系統的な教養教育の実施体制について検討を継続する。
- 相互乗り入れ授業の実施など、学科・専攻間での協力関係を密にした教育を実施する。
- 教員人事の基本方針に基づき、全学裁量ポスト、特任教員制度などを活用し、機動性と多様性に富んだ教員配置を行う。
- TA,RA,技術職員等の教育研究支援者を適切に配置・活用する。

★教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

- 情報基盤センターが中心となって、様々な教育方法・内容や学生のニーズに対応したネットワーク環境の継続的整備を図るとともに、次期システム選定のための調査を開始する。
- オンラインデータベース・オンラインジャーナルの継続的整備を進める。
- 学生のニーズに応じ、Webを活用した学習指導、学習相談を実施する。
- 専門書以外の図書、留学生用図書などを含めた図書館資料の系統的な整備を進める。

★教育活動の評価及び評価結果を質の改善に繋げるための方策

- 平成19年度に制定した「電気通信大学ファカルティ・ディベロップメント推進規程」に基づき、FD活動の更なる組織的展開の強化を図る。

★全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策

- 「多摩地区国立大学単位互換制度」「国立工科大12大学院の遠隔教育による単位互換制度」により、広汎な授業科目を提供する。
- 専門基礎科目、専門共通科目等に関する教育を、全学科共同で実施する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

★学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

- 学生支援センターと助言教員が連携して、入学から卒業までのきめ細かな学習相談・学習支援を実施する。

★生活相談・健康相談等に関する具体的方策

- 学生何でも相談室を中心として、学生が抱える問題の解決を支援する。
- 保健管理センター、学生支援センター、大学教育センター健康・スポーツ科学部会、各学科等の関係教職員が連携し、総合的な学生の健康相談・健康管理を実施する。

★経済的支援、就職支援に関する具体的方策

- 短期留学プログラム生（受入）に対し、本学独自の経済的支援を行う。
- 本学独自の奨学金制度について、検討を継続する。
- 学生支援センター「就職支援室」を中心に、学生を対象とした就職説明会、保護者を対象とした就職ガイダンス、目黒会等と連携した企業説明会の実施など、きめ細かな就職支援を行う。

★社会人・留学生に対する配慮

- 平成19年度の試行結果を踏まえ、図書館の開館時間の延長について検討を進める。
- 国際交流推進センターを中心に、留学生・外国人研究者に対し修学上、生活面、身体・精神面、環境・安全面に関する支援を行う。

★学生生活支援・環境整備に関する具体的方策等

- 学生生活環境の整備を計画的に進める。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

★目指すべき研究の方向性

- 高度情報化社会の基盤及びその発展に貢献する諸分野—情報、通信、マテリアル、デバイス、システム、メディア、コンテンツ等—の理論・ハードウェア・ソフトウェア、及び技術開発・応用に関する研究を積極的に推進する。
- 本学の理念に基づいて、本学の果たすべき基礎研究、応用研究について、戦略的研究を強化する。
- 教員の機動的な研究体制である研究ステーションの一層の活性化・充実を図る。
- 光科学分野や情報通信技術（ICT）と設計・生産技術とを融合させた分野等の研究を推進する。

- 地域・産学官連携推進機構を中心に産学官の連携を深め、新しい技術や価値を創造するとともに、得られた成果を知的財産として保護し、効果的な活用を図る。

★大学として重点的に取り組む領域

- 21世紀における新しい科学技術の創造、および、地球規模での諸問題を解決するために、本学の研究教育の基盤である「高度コミュニケーション科学」に基づいた以下の諸分野の研究を発展させる。
 - ・先端ワイヤレスコミュニケーション研究センターを中核として、フォトニック情報通信分野、情報ネットワーク分野、情報理論分野、ユビキタス・コンピューティング分野、情報家電分野等の先導的研究を推進する。
 - ・「コヒーレント光科学」の中核拠点として、光科学分野の研究を積極的に推進する。また、新たなプログラムを展開する。
 - ・マイクロ・ナノデバイス分野として、ナノ微粒子、量子ドット、シリコンフォトニクス、化合物半導体デバイス（LED、高周波トランジスタ）などの研究を推進する。
 - ・人間・機械システム技術分野として、ロボット技術、メカトロニクス、ライフ・インフォマティクス、情報ベース型設計生産システム技術などの研究を、関連する研究ステーションとも連携して推進する。
 - ・ライフサイエンス分野として、遺伝子など生命情報に係わるバイオインフォマティクスを基礎に、本学の持つ資源を組織的かつ横断的に連携してヒューマンシステム研究を定着させるとともに、医療・介護等の QLO を指向する研究を促進する。
 - ・情報メディアと社会・文化システムの分野において、ヒューマンシステム学、バーチャルメディアクリエーション、ソーシャルインフォマティクス等の研究ステーションを中心に、相補的発展に向けた研究に取り組む。
 - ・エネルギー問題、科学技術と人間・社会・自然・環境分野の研究として、関連する研究ステーションを中心に、環境調和型プロダクトライフサイクルの実現を目指した研究を推進する。

★研究成果の社会への還元に関する具体的方策

- 学会誌での論文発表、国際会議への参加・研究発表等を通じて、広く研究成果の公表を推進する。
- 国際ワークショップやシンポジウム、国際学会等の主催・共催に努力する。
- 地域・産学官連携推進機構においては、「産学官連携 DAY in 電通大」を開催して本学の研究成果を広く公開するほか、情報通信技術（ICT）分野の最新研究動向を紹介する研究開発セミナーを開催する。
- 地域貢献部門では、「地域貢献シンポジウム」を開催し、地域社会との連携の促進を図る。また、地域の理科教育向上の支援を推進する。

- 本学の研究成果を基にした電通大発ベンチャーの創出を支援するとともに、それらを育成するインキュベーション機能の強化策を検討する。
- 研究成果の社会還元の一環として、引き続き、紀要を編集・発行する。
- 12月初旬「情報システム学研究科・学術講演会」を開催して、同研究科における研究成果を積極的に公開する。
- 地域社会に対し、生涯学習の機会を提供するため、ニーズに応じた公開講座、セミナー等を開設する。

★研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

- 東京農工大学21世紀COEプログラム「ナノ未来材料」との合同シンポジウム等の成果を検証し、新たな光科学技術に関する先端的研究を推進する。
- 学内の横断的組織である「研究ステーション」の研究成果報告をホームページを通して外部に公表するほか、シンポジウムやセミナー等を開催し、成果を発表する。
- 研究活動の状況について「教員基本データベース」に基づき、自己点検・評価（個人評価・組織評価）を実施するとともに、評価結果を研究活性化に繋げるための取組みを実施する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

★適切な研究者等の配置に関する具体的方策

- 教員人事の基本方針に基づき、全学裁量ポスト、特任教員制度などを活用し、戦略的研究拠点形成に向けた機動性と柔軟性に富んだ研究者の配置を行う。
- 時限的、横断的研究組織である研究ステーションの活動を支援し、また新たな研究領域でのステーション設立を促進する。
- 学内ポスドク研究員制度、RA制度などを活用し、優秀な若手研究者を積極的に支援する。
- テニユア・トラック制による若手研究者が自立して研究に専念できる環境整備を促進することを目的とした「先端領域若手研究者グローバル人材育成プログラム」を推進する。
- 本学が推進する研究プロジェクトに外部の専門性に優れた研究者を参加させる「客員研究員制度」を導入する。

★研究資金の配分システムに関する具体的方策

- 法人化後の研究資金配分の検証を踏まえ、本学の経営戦略に沿った資金配分の見直しを実施する。
- 外部資金に係る間接経費等の用途について、全学的な視野で戦略的に活用するため、使用方針の見直しを行う。

★知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

- 知的財産本部と本学 TLO である(株)キャンパスクリエイトとの間で、知的財産の創出から活用に至るまでの情報を共有し、両者一体となって戦略的に取り組む。

★研究活動の評価及び評価結果を質の向上に繋げるための具体的方策

- 法人化後の自己点検・評価の状況を検証し、更に実効性の高い評価システムの構築を目指す。

★学内共同教育研究施設等に関する具体的方策

- レーザー新世代研究センターは、平成 15 年に採択された 21 世紀 COE プログラム「コヒーレント光科学の展開」の成果を踏まえた新たなレーザー・光科学技術に関する先端的研究を推進するとともに、若手研究者の育成に積極的に寄与する。
- 情報基盤センターは、教育・研究・管理・運営のための学内共用情報システムを管理する中枢として、学内の各部署と協力しながら、全学の情報基盤の整備をさらに推進する。また、学内外のネットワークの拠点としてその信頼性維持とセキュリティ問題の迅速な対応に努める。
- 地域・産学官連携推進機構では、本学の資源と学外の資源の融合及び有効利用、研究成果の社会への還元、社会貢献を積極的に推進する。
- 国際交流推進センターでは、アジアの協定大学等との連携を進め、教員、学生交流を実施する。
- e ラーニング推進センターでは、引き続きコンテンツ開発のための支援、e ラーニングの学習基盤を構成する統合学習管理システムの改善に努めるとともに、学生や教職員の技術者倫理意識を醸成するためのコースの開発について検討する。
- 先端ワイヤレスコミュニケーション研究センターでは、最先端のワイヤレス情報通信技術に関する研究を積極的に推進し、実践的基礎力を持つ人材の育成を目指す。
- 菅平宇宙電波観測所では、研究面においては短波、衛星測位電波を利用した電離層擾乱研究を継続する。また、教育面では平成 19 年度に情報通信工学科と電子工学科で専門科目化を行った「宇宙通信工学」の実習内容の充実を図る。

★技術職員の組織化と有効活用の方策

- 技術職員を適切に配置・活用する。

★学部・研究科等の研究実施体制等に関する特記事項

- 横断的な研究組織である「研究ステーション」を充実させることにより、機動的かつ柔軟な研究実施体制の整備を進める。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

★地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

- 産学官等連携推進本部「地域貢献部門」を中心にボランティア活動の支援を行うとともに、地域やコミュニティとの連携を図る。また、地域の教育機関と連携し、教育力向上に貢献する。
- 産学官等連携推進本部「リエゾン部門」では、地域振興のための人材育成プログラムの検討を行う。
- 地域社会に対し、生涯学習の機会を提供するため、ニーズに応じた公開講座、セミナー等を開催する。
- 地域の小学生向けに開催する工作教室、おもちゃの病院、少年少女発明クラブの活動を推進する。
- 地域社会や外部との交流拠点である創立 80 周年記念会館の機能を充実させるとともに、積極的に活用を図る。

★産学官連携の推進に関する具体的方策

- 産学官等連携推進本部と本学 TLO（（株）キャンパスクリエイト）が密接な連携の下に、学内シーズと企業のニーズのマッチングを図り、共同研究、受託研究の一層の充実を図る。
- 企業等との連携プログラムにより、研究開発や人材育成を推進する。
- サテライトオフィス（横須賀リサーチパーク（YRP））を活用し、産学官等の連携を推進する。
- 地域・産学官連携推進機構を中心に、「産学官連携 DAY in 電通大」などの産学交流会、セミナー等を開催して、本学の教育研究活動を積極的に広報するほか、研究室紹介冊子やホームページを活用して教員個々の研究課題等を積極的に発信する。

★図書館サービスの具体的方策

- オンラインジャーナルについて、引き続き利用の促進を図る。
- 西東京地区他大学図書館等との相互協力を推進する。
- 学位論文や歴史資料館資料の電子化など機関リポジトリの構築を段階的に進める。

★諸外国の大学等との教育・研究上の交流に関する具体的方策

- 引き続き、アジアの理工系拠点大学の実現に向けて、アジアの協定大学等との連携を進め、大学の国際化を推進する。
- 創立 80 周年記念事業学術交流基金を活用し、職員、学生の海外派遣、協定校からの共同研究者招聘などに対する支援を実施する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

★運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

- 法人化後の組織運営の実績を踏まえ、今後の経営戦略に沿った運営体制を再構築する。
- ・学長のリーダーシップのもとで、より機動的かつ効率的運営を行うため、専任理事のほかに、副学長を置く。
- ・各運営組織ごとの役割と責任を踏まえた相互の連携、及び学内意思疎通をより一層促進するための仕組みを確立する。
- ・各組織ごとの運営状況を検証し、機動的かつ効率的な組織への見直しを行う。

★全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

- 法人化後の大学運営の実績を踏まえ、今後の本学の経営戦略を再構築する。

★教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

- 教員、事務職員等のそれぞれの専門性を踏まえた、より一層の協働体制の構築を図る。

★国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

- 引き続き東京農工大学との間で、物品調達についての共同契約を実施するとともに、物品等の再利用については、多摩地区国立大学法人等事務局長懇談会において情報交換を行う。

★内部監査機能の充実に関する具体的方策

- これまでの内部監査体制の検証を踏まえ、監査室の見直しなど、内部統制機能を強化する。

★全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

- 法人化後の学内資源配分の検証を踏まえ、本学の経営戦略に沿った学内資源配分の見直しを実施する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

★教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

- 今後の経営戦略の根幹となる教育研究組織の在り方について、昨年度に引き続き、経営協議会の意見や外部評価結果などを踏まえた具体的検討を進める。

★教育研究組織の見直しの方向性

- 今後の経営戦略の根幹となる教育研究組織の在り方について、昨年度に引き続き、経営協議会の意見や外部評価結果などを踏まえた具体的検討を進める。
- レーザー新世代研究センターについて、平成22年度の改組・再編に向けて検討を行う。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

★人事の客観性・透明性・流動性を確保するための具体的な方策

- 任期制による助教の採用を進め人事の流動性を確保し、活性化を図るとともに、テニキュア・トラック制による「先端領域若手研究者グローバル人材育成」での特任助教の採用にあっては公募により広く人材を募る。

★大学の個性化を図るための中長期的な人事管理方針の策定と弾力的な人事システム構築のための方策

- 法人化後に構築した新たな教員配置システムについて、より効果的運用を図るための組織整備を行う。

★適切な評価体制の整備に関する具体的な方策

- これまでの評価システムを検証し、更なる客観性と公平性のある人事評価システムの構築を目指す。

★外国人、女性等の採用の促進に関する具体的な方策

- 「人事の基本方針」に基づき、人種・国籍、性別等を問わない能力及び人物本位の人事を行う。

★事務職員等の専門性等の向上を図るための措置

- 平成19年度策定した「事務職員の研修の充実について」に基づき、職制研修（階層別研修）、専門研修（業務別研修）等カテゴリーごとの体系的研修を実施する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

★事務組織の高機能化に関する具体的な方策

- 教員、事務職員等のそれぞれの専門性を踏まえた、より一層の協働体制の構築を図る。

★事務処理の効率化、合理化に関する具体的な方策

- 事務の効率化を推進するため、事務の電子化を継続的に推進する。
- 各種事務処理のマニュアルについて継続的に充実・更新を図る。

- 平成19年度策定した「事務職員の研修の充実について」に基づき、体系的な研修を実施する。
- 引き続き東京農工大学との間で、物品調達についての共同契約を実施するとともに、物品等の再利用については、多摩地区国立大学法人等事務局長懇談会において情報交換を行う。
- 契約事務、旅費支給事務等のアウトソーシングの可能性について調査・研究を行う。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 総人件費改革に関する目標を達成するための措置

- 総人件費改革の実行計画を踏まえ、概ね1%の人件費削減を図る。

2 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

★外部研究資金の増加に関する具体的方策

- 科学研究費補助金の獲得増を目指し、説明会の開催や実績と経験を有する教員によるアドバイス、事務局による事前チェックなど全学的な支援を実施する。また、アドバイス体制の検証を行う。
- 競争的資金制度の一覧や申請・採択状況等の各種データをHP上で公表し、競争的資金制度への積極的申請を奨励する。
- 文部科学省等が実施する大型の競争的研究資金へ応募するに当たって、学長のリーダーシップの下、申請のための検討を全学的、戦略的に行う。
- 「産学官連携 DAY in 電通大」や産学交流会、自治体が主催する技術交流会などを通じて、本学の教育研究活動の成果を地域社会に広く公開し、共同研究・受託研究の増を図る。
- 企業との連携を積極的に推進し、共同研究・受託研究などの実施を通して、外部資金の増加を図る。
- 外部資金に係る間接経費等の使途について、全学的な視野で戦略的に活用するため、使用方針の見直しを行う。

★自己収入の増加と安定的確保に関する具体的方策

- 施設設備の有料貸付など自己収入の確保を図る。
- 有力な卒業生等を介した企業等との継続的連携を図り、経済的支援や設備機器の提供が受けられるよう努める。

3 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

★管理的経費の抑制に関する具体的方策

- 学内の省エネルギーに対する啓発活動としてポスターの作成やエネルギーの使用状

況、省エネルギー効果の公表等を行い光熱水料の削減を図る。

○パート職員、人材派遣職員、再雇用職員等について、費用対効果を勘案しつつ適材適所に配置・活用することにより、継続的な人件費抑制を図る。

○ペーパーレス化の取組みを継続的に推進する。

4 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

★資産の安定的な運用及び学内施設の有効活用に関する具体的方策

○外部資金などの余裕資金について、金融状況等を踏まえ、リスクのない運用を継続して行う。

○施設設備の有料貸付など自己収入の確保を図る。

○有望な特許の権利化を進めるとともに、知的財産本部、TLO、発明者が連携し、権利の譲渡も含め積極的に技術移転を推進する。

○職員宿舍の建替え計画について、新たな手法による整備の可能性を含め検討を継続する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

★自己点検・評価の改善に関する具体的方策

○法人化後の自己点検・評価の状況を検証し、更に実効性の高い評価システムの構築を目指す。

○大学機関別認証評価の受審に向けて、自己点検・評価作業を進める。

★評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

○法人化後の自己点検・評価の状況を検証し、更に実効性の高い評価システムの構築を目指す。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

★情報公開を推進する体制の整備に関する具体的方策

○各種メディアを活用した積極的な広報を展開する。

★地域社会への歴史資料情報の公開、サービスの充実

○歴史資料館について、既存建物において整備充実する。

★学内外への図書館情報の発信

○貴重図書や歴史資料館資料の電子化を継続的に推進する。

○学位論文のホームページへの掲載を推進する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

★施設の有効活用を図るための具体的方策

- 施設の有効活用について、昨年度の実績を踏まえて、より一層の促進を図る。
- 施設の点検・評価に施設データベースを活用し、施設の有効活用に努める。

★大学の施設・設備に関する計画に基づいて、必要な施設整備を行うための具体的方策

- 個人篤志家からの寄贈建物の受入手続き等について検討する。

★施設の適切な維持保全を実施し、安全の確保に万全を期するための具体的方策

- 建物の構造や各種設備については、建築基準法等関係法令に基づく点検及び自主的な点検を行う。
- 構造耐震指標（Is値）を勘案した建物の耐震補強について、順次、計画的整備を図る。
- 施設の改修等に当たっては、引き続き省エネルギー、省資源、リサイクルに努める。
- 学内の省エネルギーに対する啓発活動としてポスターの作成やエネルギーの使用状況、省エネルギー効果の公表等を継続して行う。

★バリアフリー（障壁除去）、環境の保全に配慮するための具体的方策

- 大学構内の施設点検（安全パトロール）によるハザードマップに基づき危険箇所の改善やバリアフリー化を推進する。

★e-Campus モデルの実現のための具体的方策

- 情報基盤センターが中心となって、学内ネットワーク環境の計画的整備を進めるとともに、e-Campus モデルに適合する次期システムの調査を開始する。

★生活環境の整備や災害時の避難場所としての施設機能を確保するための具体的方策

- 構造耐震指標（Is値）を勘案した建物の耐震補強について、順次、計画的整備を図る。
- 大学構内の施設点検（安全パトロール）によるハザードマップに基づき危険箇所の改善を図る。
- 現状の緑地の保全に努め、植栽の維持管理を計画的に行う。
- 安全・環境保全室において、学内の化学物質の適正管理を進める
- 安全・環境保全室において、環境報告書を作成・公表し、本学の環境保全活動に対する地域の理解促進に努める。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

★安全管理体制と組織

- 各部局等の衛生管理者による会議を開催し、安全衛生上の課題について、継続的に検討・改善を図る。

★安全管理に関する具体的活動

- 安全管理・環境保全に関する意識を高めるため、計画的に講習会を開催するとともに、「労働安全衛生マネジメントシステム」の構築に向けて検討を進める。また、防災・避難訓練を実施する。
- 産業医・衛生管理者による巡視業務を遂行するとともに、安全・環境保全室において安全・環境パトロールを実施し、必要な改善措置を講じる。
- 教職員に対し、引き続き安全・衛生関係の資格取得を奨励する。

VI 予算（人件費の見積もり含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

15億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることが想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はない。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位:百万円)

| 施設・設備の内容 | 予定額 | 財源 |
|-------------------|-----------|--|
| ・耐震対策事業 ・小規模改修 | 総額 639 | 施設整備費補助金(610) 国立大学財務・経営センター施設費交付金 (29) |

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

(1) 教育研究職員

教員人事の基本方針に基づき、全学裁量ポスト、特任教員制度などを活用し、戦略的研究拠点形成に向けた機動性と柔軟性に富んだ研究者の配置を行う。

また、任期制による助教の採用を進め人事の流動性を確保し、活性化を図るとともに、テニユア・トラック制による「先端領域若手研究者グローバル人材育成」での特任助教の採用にあっては公募により広く人材を募る。

(2) 事務系職員

平成19年度策定した「事務職員の研修の充実について」に基づき、職制研修（階層別研修）、専門研修（業務別研修）等カテゴリーごとの体系的研修を実施する。

パート職員、人材派遣職員、再雇用職員等について、費用対効果を勘案しつつ適材適所に配置・活用することにより、継続的な人件費抑制を図る。

(3) 共通事項

- ・総人件費改革に関する目標を達成するための措置

総人件費改革の実行計画を踏まえ、概ね1%の人件費削減を図る。

- ・適切な評価体制の整備

これまでの評価システムを検証し、更なる客観性と公平性のある人事評価システムの構築を目指す。

(参考1) 平成20年度の常勤職員数 452人

また、任期つき職員数の見込みを45人とする。

(参考2) 平成20年度の人件費見込み 5,642百万円